
組織・会則

岡山実験動物研究会役員

- 会 長 猪 貴義 (岡山大・農・教授)
- 常務理事 永井 廣 (岡山大・歯・教授)
 ♪ 倉林 讓 (岡山大・医・助教授)
- 理 事 鳥海 徹 (岡山大・農・教授)
 ♪ 小林靖夫 (岡山大・理・教授)
 ♪ 田坂賢二 (岡山大・薬・教授)
 ♪ 小野謙二 (岡山大・教育・教授)
 ♪ 矢部芳郎 (岡山大・医・教授)
 ♪ 山根仁文 (岡山大・教養・教授)
 ♪ 三谷恵一 (岡山大・文・教授)
 ♪ 山下貢司 (川崎医大・教授)
 ♪ 栗本雅司 (林原生物化学研究所・
 所長)
 ♪ 沖垣 達 (重井医学研究所・副
 所長)
- 監 事 中江利孝 (岡山大・農・教授)
 ♪ 高橋正侑 (ノートルダム清心女子
 大・教授)

〔第10回岡山実験動物研究会のご案内〕

第10回岡山実験動物研究会を右記の要領で開催いたします。時節柄、お忙しいとは存じますが、御参加頂きますようお願い申し上げます。

第10回岡山実験動物研究会世話人 猪 貴義

〔編集後記〕

第4号の岡山実験動物研究会報を無事編集することができました。しかしながら、もろもろの事情で編集が大幅に遅れてしまいました。心からお詫びいたします。会員の皆様には今後とも積極的な御寄稿をお願いし、会報をより充実した内容にしていきたいと考えております。会員皆様の御協力と御支援をお願いいたします。(佐藤記)

〔第10回岡山実験動物研究会〕

日時：昭和61年5月10日(土)

自13：30～至17：00

場所：岡山大学農学部 第5講議室

研究発表 (13：35～14：35)

座長 高橋正侑 (ノートルダム清心女子大)

1. 自動水洗ラックによる実験用小動物の大量飼育

河口充宏・高木栄太郎・馬場洋子・

二浦久江・佐藤芳範・栗本雅司

(林原生物科学研究所)

座長 内藤一郎 (重井医学研究所)

2. 顆粒球系骨髓細胞の増殖について
中矢直樹・田坂賢二 (岡山大, 薬学部)

座長 坂口 英 (岡山大, 農学部)

3. 霊長類胃粘膜の比較形態
鈴木一憲・永井 廣 (岡山大, 歯学部)

座長 亀井千晃 (岡山大, 薬学部)

4. 実験用動物としての日本ウズラの開発
佐藤勝紀 (岡山大, 農学部)

シンポジウム (14：50～16：50)

「動物の集団をどのようにとらえるか」

司会 猪 貴義 (岡山大, 農学部)

1. 昆虫の集団
吉田敏治 (岡山大, 農学部)
2. 動物集団の行動についての一解析
渡辺宗孝 (岡山大, 教養部)
3. 実験動物の社会構造と密度効果
河本泰生・猪 貴義 (岡山大, 農学部)

〔会費納入のお願い〕

昭和61年度の年会費として1,000円を徴収いたしますので、本会報内にあります払込通知票にて郵便局からお振込み下さいようお願い申し上げます。なお、これからの本会研究会の受付にてもお受け致しますので、その際にお支払い戴いても結構です。(倉林記)

岡山実験動物研究会会則

第1条 本会は岡山実験動物研究会と称する。

第2条 本会は主として岡山県内において実験動物・動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

第3条 本会は実験動物・動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら領域の進展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 講演会
2. 研究発表会
3. 広報の発行
4. その他必要と認められる事業

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員とする。

1. 正会員は本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員は本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または団体とする。

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
常務理事	若干名
理 事	10名以内
監 事	2名
評 議 員	若干名

1. 会長ならびに常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事は理事会が選出する。
2. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ常務理事会及び理事会を招集する。会長に事故あるときは、常務理事及び理事の互選により1名を選び、会長の職務を代行する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 理事は本会の会務を審議し、議決する。
5. 監事は本会の会計を監査する。
6. 評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。評議員は会長の諮問をうけ、重要事項を審議する。

第7条 本会の役員の任期は2年とし、再選は妨げない。

第8条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

第9条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認をうけることとする。

第10条 本会に事務局を置く。

本会則は昭和58年4月30日から施行する。

-----切---り---取---り---線-----

入 会 申 込 書

私は本会の目的に賛同し 正 会 員
賛 助 会 員 として入会いたします。

岡山実験動物研究会会長殿

昭和 年 月 日
個人名又は団体名

Ⓜ